

News
Letter

RIBLS

立教大学ビジネスロー研究所
〒171-8501
東京都豊島区西池袋3-34-1
03-3985-4264
<http://law.rikkyo.ac.jp/ribls/>

第 9 号

Rikkyo Institute for Business Law Studies

第10回 法務研究科特別セミナー

法のグローバル化～フランス民法の視点から～

- 講師 クリスティアン・ラルメ(パリ第二大学教授)
- 通訳 金山直樹(慶応大学教授)
野沢正充(法務研究科教授)／司会
- 対象 法務研究科院生その他
- 日時 2006年1月16日(金) 17:00～19:00
- 場所 太刀川記念館3Fホール

- クリスティアン・ラルメ教授 略歴
- 1939年 フランス、ボルドーで生まれる。
 - 1962年 ボルドー大学法学部卒業。
 - 1968年 法学博士(「私法における三当事者間の法的作用」)
 - 1969年 サン・ジョセフ大学(バイルート)教授
 - 1974年 ルネ・デカルト大学(パリ第5)教授
 - 1983年 パンテオン・アサス大学(パリ第2)教授
- 民法の体系書のほか、比較法、消費者法を専門とする。



現代のような市場や経済がグローバル化している時代においては、法もまたグローバル化されなければならない。具体的には、法のグローバル化は、次の2つの異なる仕方を実現されることになる。1つは、国際的な契約に適用される法を統一することであり、もう1つは、国際商取引に適用される国内法をグローバル化するものである。

まず、法の統一(Unification du droit)には3つの過程がある。第1は、国家間における法の統一であり、条約や国際協定による国際私法あるいは国内法の統一である。例えば、1980年のローマ協定は、抵触規定を統一したものであり、また、同年の国際動産売買契約に関するウィーン条約も、国際的な商取引に適用される重要な条約である。第2は、超国家的な機関による法の統一である。例えば、国際連合や国連の国際商取引委員会による法規定の創設が挙げられる。しかし、これらは超国家的な権力ではなく、当該国が承認しない限り、その規定がその国を拘束することはない。第3は、多国間の私的な統一であり、例えば、契約実務や

国際仲裁による国際商事慣習法(lex mercatoria)の形成が挙げられる。また、国際商事契約に関するユニドロウ原則のような、非政府的な機関によって起草された私的な法典も存在する。

このように、グローバルな法の源泉は様々であるが、その他に、国内法がグローバルな法の形成に参画することもある。すなわち、国内法も国際商事契約に適用されることとなり、多くの国の国内法が比較され、商品と同様に自由競争にさらされることとなる。その結果、国内法相互に作用を及ぼし、近接した法システムとなってゆく。例えば、フランス民法典によれば、原則として双務契約の解除は裁判によってなされることになる。しかし、現実の必要性から、判例は、裁判によらない一方的な解除を認めた。その背景には、ドイツ法とイタリア法の影響が見られる。

実際には、このような異なる法システム間の近接性が認められ、それによって法のグローバル化が実現されてゆくのである。

第12回 法務研究科特別セミナー

「法と経済学」とは何か? ～「法学」方法論を批判的に考察する～

講師・パネリスト/

村松 幹二(立教大学プロジェクト研究員)
早川 吉尚(立教大学大学院法務研究科教授)
小塚 荘一郎(上智大学法学部教授)
濱野 亮(立教大学法学部教授)

日時/2006年5月17日(水) 18:30～21:00

場所/7101教室

対象/法務研究科院生その他



基調報告(要旨)

■村松幹二(立教大学法学部教授)

法と経済学では、法制度が社会に与える影響や個人の行動に及ぼす効果を経済分析の手法を用いて見ることでその意義を考える。まず具体的な分析例として自動車事故の損害賠償制度とその保険制度を見て、その後、法と経済学の考え方、役割について論じたい。

自動車事故の損害賠償制度の主な役割は、①被害者への補償、②事故の防止である。①は、被害者やその家族の困窮を防ぐ目的があり、加害者の支払い能力を考慮すると損害賠償保険制度の充実も必要である。一方、保険制度により加害者の負担が軽減されるため極度の事故の防止に必要なインセンティブが減少する危険性も考えられる。

②に関して経済学では統計的分析が行われ、保険の有無と死亡事故との統計的関係は見られないといわれており、保険の有無は軽度の事故に関するインセンティブの問題といえよう。免責制度により保険制度は重大事故に対する補償と軽度の事故防止のためのインセンティブとして両立可能と考えられる。

1990年代以降、死亡事故は減少する一方、軽度の事故は増加傾向にある。軽度の事故防止も今後の重要な課題であり、そのための免責制度を考える必要もあろう。

このように法と経済学では法制度について、その効果、目的と手段の整合性について経済分析の手法を用いて分析・評価を行っている。経済分析の手法を用いることによる特徴としては、次の3つがあろう。

①法制度の目的を社会的利益の最大化と考え、法律をそのための手段と捉えるため、法的問題が生じた場合のみではなく、法制度が社会全体に与える影響の分析、評価を行う。

②数学・統計モデルを用いて分析を行うことで、特定の結論が導かれるために必要なすべての前提を明らかにし、議論で使用された前提からは何がわからないか、を明らかにする。

③法律の影響を受ける主体の行動を予想するモデルとして、多くの場合人間は合理的な行動をすると仮定してそのインセンティブを分析するが、近年合理性の仮定を緩め、統計的、実験的にわかってきた行動傾向を取り入れた分析も行われている。

これらの特徴を持つ法と経済学による分析の役割は、法制度の意義の理解を深めることにある。そのために、理論構造やその隠れた前提の明確化が図られ、ある法制度が何故こうなっているのかを見る。その上で、現在の法制度の何が問題かを論じ、さらに立法のための議論として、法制度の変更が人々の行動に与える影響の分析としても有用であると考えられる。

■早川吉尚(法務研究科教授)

村松先生の説明により明らかになったように、「経済学」の特徴として、方法論的な厳密性を挙げることができる。そして、そうした「経済学」の手法を「法学」で従来用いられてきた手法と比較すると、「法学」がいかにも方法論的に厳密性を欠くものであるかが明らかになってくる。

例えば、ある解釈論上あるいは立法論上の論点を巡ってA説とB説が対立するとき、「法学」ではどのように自説の正当化を試みるであろうか。この点、比較法的手法、すなわち、当該論点に関する外国での取扱いをもって正当化が試みられることがある。しかし、当該外国は固有の社会的環境の下でその制度を採用しているのであり、それがそのままわが国に当てはまるかは疑問であるし、また、A国とB国で異なる制度を採用している場合に、意図的に片方の国の制度だけが重点的に紹介されるような例も少なくはない。また、沿革的調査により正当化が試みられることもあるが、起草者が当初考えていたのとは異なる制度運用が現在なされている事例は枚挙の暇がなく、起草者意思は決定的な正当化根拠にはならない。また、「通説」であることをもって正当化が試みられることもあるが、かつての「通説」が現在では支持者がいらないという例も少なくはないし、そもそも、多数が同じ意見であるからその意見が正しいということには、厳密にはならないはずである。また、「合理的である」「酷である」といった正当化の試みもあるが、これも結局は水掛け論にすぎなくなる恐れがある。さらに、「華麗」な文章表現によって説得力を高めようとする試みもあるが、それは結局、論理のごまかしにすぎない。

このように、「経済学」と比較すると、「法学」とは、個人の直感で選ばれた結論を、様々な根拠らしいものを用いて、後付けの

正当化を試みているだけのものではないかという疑念が生じてくる。もっともそれは、法学が主な対象としているのが、決められた期間内で判決という結論を出さなければならないという宿命を負った世界であるためでもあろう。しかし、そのような視点からは、「法学」が有するもう一つの特徴が浮かび上がってくる。すなわち、そのように結論を導くために働くものとして、歴史的に構築されてきた多数のドグマの存在である。「法学」では、そうしたドグマは自明のものとして、もしこれを攻撃しようとする場合には、攻撃する側に全拳証責任が負わされる。このため、ドグマを多用する

「法学」は、制度を安定的に維持するためには有効なシステムであるといえる。だが、変化の激しい社会に対応するための臨機応変な制度変更の際には、そうしたドグマは時に大きな障害になる。他方、「経済学」の下では、ドグマであるA説も異端であるB説も、対等な立場で経済分析の対象になる。そうすると、近年における「法と経済学」の隆盛は、リーガライゼーションの進展によって社会における「法」の影響力が増しているという前提の下、変化の激しい社会への対応のために必然的に発生した現象であるようにも思えてくる。

パネリストによるコメント

■小塚 庄一郎 (上智大学法学部教授)

「法と経済学」と一口に言っても、経済分析の手法が法学に対して影響を与えるレベルにはいくつかの段階があり、それらは区別した方がわかりやすい。

その第一は、経済学の中でも「ファイナンス理論」として確立された分野の成果が、会社法や証券取引法などに直接取り入れられていくというものである。ファイナンス理論(企業財務論、経営財務論などとも言う)は、企業の資金調達活動を分析する理論体系であり、株式や社債の発行による資金の調達、新株予約権や種類株式といった証券の設計、自己株式の取得や剰余金分配の規制等について、直接的な回答を用意している。そうした考え方は、日本の会社法にも大きく取り入れられるようになってきている。

第二は、いわゆる応用マイクロ経済学の道具を用いて法制度を分析するというものである。その目的は、法制度が関係者の行動に対してどのような影響を与えるかを分析し、それが社会全体にもたらす意味を考えるとところにある。

村松先生は、典型的な例として自動車事故による損害賠償制度の分析を挙げられたが、議場ではそのほかにも、公認会計士の責任や取締役の競業規制等が取り上げられた。

第三に、日本ではまだあまり受け入れられていないが、米国などでは法制度の実証分析が行われるようになってきている。著名な研究としては、会社法のさまざまな制度について、いくつかの指標によって評価した上で、それとその国の経済のパフォーマンスとの相関を計量的に分析するというものがある。そのようにして、「よい法制度」と「悪い法制度」の格付けを、国の経済に対する影響という観点から行おうとしているわけである。

なお、最後の点とも関連して、法学と経済学とでは、問題の立て方に違いがあるという点を指摘しておきたい。経済分析が基本的に関心を持つ問題は、社会全体としての生産力である。ある法制度を変更することで全体のパイが大きくなるか、という点が核心であり、全体のパイに影響がない限りは、最終的に各個人がどのような立場に置かれるかについては「分配の問題」とされ、あまり関心が向けられない。

この点で法律学が、とりわけ個別事案の解決において最終的な各人の「取り分」を決定しようとするということとは、そもそも解こうとする問題自体が異なっている。

そうした認識を持たないままに、中途半端に「法と経済学」を導入すると、経済分析の濫用とも言うべき乱暴な議論になったり、

逆に経済学に対する感情的な反撥を招くだけに終わったりする危険が小さくないように思われる。

■濱野 亮 (立教大学法学部教授)

通約不可能な複数の価値基準の存在を前提に、社会統合にとって重要な役割を発揮するのが法律論と法律家であるが、経済学は効率性基準が適用できる小塚先生のいわゆる「社会全体のパイの拡大」問題について、一定の条件と理論的前提のもとに、制度やルールの現実的帰結について演繹的ないし実証的に「厳密な」(これ自体にもフロアから疑問が提起されたが)議論により答えを示すことができる。しかし、村松先生からも確認されたように、パイをどう分けるかという分配問題については経済学では答えられない可能性が高い。小塚先生が指摘されたように、個別の紛争解決(裁判など)において社会全体のパイの拡大を議論する(すべき)ケースもあるが、通約不可能な諸価値が存在することと、経済学はそれが前提としない価値については結論を導かない(導けない)ということとは当然のこととはいえ留意しないと危険である。

終了間際に経済学の本質的な限界について貴重な議論がなされた。第一に、前提条件から導けない事柄について「わからない」とすますことの問題性、適用範囲の限界を非専門家に十分説明しないために、前提から導けないことを導けると受け取られる危険性、さらに、前提条件それ自体の危うさである。経済学のセントラルドグマの怪しさは、初学者(私を含め)を経済学から遠ざける原因の一つであるが、専門家の間でも真剣に反省され克服をめざして努力が積み重ねられている事実を、法学者、法実務家は肝に銘じるべきである(官僚には確信犯もいるようだ)。この問題への一つの対応は、実証研究による理論モデルの吟味と再構築であるが、村松先生から、実証研究の方にも危険があるという率直な発言があり、多少実証研究の経験(ごく初歩的な社会学的調査であるが)がある私にとっても共感する重要な指摘だった。この点にも法学者、法実務家は注意すべきである。

制度やルールの再構築が喫緊の課題になっている今日の日本において、とくに経済関連分野では、法と経済学が、社会全体を視野に制度やルールの帰結について「厳密な」議論を提示できる数少ない道具の一つであり、ニーズが高まり影響力を獲得しつつあるだけに、以上の限界と留意点はどんなに強調しても強調しすぎることはないであろう。

所員新刊紹介



橋本博之・弘文堂
「要説行政訴訟」
(2006年4月 弘文堂)

お知らせ

ビジネスロー研究所では、新しい所員をお迎えすることになりました。新所員は、村松幹二先生(立教大学・プロジェクト研究員・法経済学)です。なお、その他の所員につきましては、下記所員の欄をご覧ください。

シンポジウム

「ドメイン名紛争のガバナンス」 ～JP-DRPの現状と課題～

■日時：2006年11月1日(水) 10:00～18:00

■主催：社)日本ネットワークインフォメーションセンター

■場所：キャンパス・イノベーション・センター・国際会議場
〒108-0023 東京都港区芝浦3-3-6

■協力：立教大学ビジネスロー研究所

詳しくは、

<http://www.rikkyo.ne.jp/grp/ribls/symposium/index.htm>または、haya@rikkyo.ac.jp までお問い合わせください。

立教大学ビジネスロー研究所 所員(ABC順)

所長	角 紀代恵(法学部教授、民法)	松井 秀征(法務研究科・法学部助教授、商法)
所員	浅妻 章如(法学部助教授、租税法)	野澤 正充(法務研究科教授、民法)
	淡路 剛久(法務研究科教授、民法)	村松 幹二(立教大学、プロジェクト研究員)
	舟田 正之(法学部教授、経済法)	奥野 寿(法学部助教授、労働法)
	濱野 亮(法学部教授、法社会学)	坂本 雅士(経済学部助教授、税務会計)
	橋本 博之(法務研究科教授、行政法)	高橋 美加(法学部助教授、商法)
	早川 吉尚(法務研究科・法学部教授、国際私法)	溜箭 将之(法学部専任講師、英米法)
	石川 淳(社会学部助教授、労務管理)	東條 吉純(法学部助教授、国際経済法)
	伊沢 和平(法学部教授、商法)	上野 達弘(法学部助教授、知的財産法)
	小林 憲太郎(法学部助教授、刑法)	

編集後記

本号では、ますますその重要性が高まっている国際的視点・学際的視点からの法学研究についての大変有意義なセミナーを紹介いたしました。セミナーに携わった皆様には心よりお礼申し上げます。次第です。(O)

立教大学ビジネスロー研究所 News Letter RIBLS vol.9 2006年9月1日発行

■発行責任者/角紀代恵 ■編集担当者/上野達弘 奥野寿 ■制作・印刷/飛来社